令和３年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第１回 定例会（第２号）

招集年月日	令和３年　３月　１日					
招集の場所	美　郷　町　役　場　議　会　議　場					
開会日時及び宣告	開 会	令和３年　３月　３日　　午前　９時３０分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
	散 会	令和３年　３月　３日　　午後　１時１１分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席１２名 欠席　０名 凡例 ○ 出　席 △ 欠　席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏　　名	出席等の別	議席番号	氏　　名	出席等の別
	議　長（１１）	佐　竹　一　夫	○	6	藤　原　修　治	○
	副議長（５）	福島教次郎	○	7	岩　根　和　博	○
	1	日　髙　　学	○	8	山　本　幹　雄	○
	2	中　原　保　彦	○	9	安　田　勝　司	○
	3	波多野康博	○	１０	籏　根　正　一	○
	4	原　克　美	○	１２	西　嶋　二　郎	○

<table>
<tr><td>会議録署名議員</td><td>１０番</td><td>籏根正一</td><td>１２番</td><td>西嶋二郎</td></tr>
<tr><td rowspan="9">地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏　名</td><td>職　名</td><td>氏　名</td><td>職　名</td><td>氏　名</td></tr>
<tr><td>町　長</td><td>嘉　戸　隆</td><td>住民課長</td><td>行田綾子</td></tr>
<tr><td>副町長</td><td>岸本建夫</td><td>健康福祉課長</td><td>松嶋由香里</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td>阿川俊治</td><td>産業振興課長</td><td>永妻孝司</td></tr>
<tr><td>総務課長</td><td>木川士朗</td><td>山くじらブランド推進課長</td><td>安　田　亮</td></tr>
<tr><td>企画推進課長</td><td>石田圭司</td><td>建設課長</td><td>添谷正夫</td></tr>
<tr><td>美郷くらし推進課長</td><td>旭林修範</td><td>大和事務所長</td><td>大畠修二</td></tr>
<tr><td>会計課長</td><td>井上陽生</td><td>教育課長</td><td>漆谷千鳥</td></tr>
<tr><td colspan="2">職務により議会に出席した者の職・氏名</td><td colspan="3">議会事務局長　井原武徳
議会事務局員　大畑真紀</td></tr>
<tr><td colspan="2">議事日程</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議に付した事件</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議の経過</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
</table>

令和３年美郷町議会第１回定例会議事日程

（第　２　号）

令和３年３月３日（水）　午前９時３０分 開会

日程	事　　件
１	会議録署名議員の指名
２	議案質疑 【条例案】 議案第　５号　美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第　６号　美郷町サテライトオフィス条例の制定について 議案第　７号　美郷町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第　８号　美郷町地域雇用創出推進基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第　９号　美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１０号　美郷町小規模集会所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１１号　美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２号　美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１３号　美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１４号　美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について

	【予算案】 議案第１５号　令和３年度美郷町一般会計予算 議案第１６号　令和３年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 議案第１７号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計予算 議案第１８号　令和３年度美郷町下水道事業特別会計予算 議案第１９号　令和３年度君谷診療所特別会計予算 議案第２０号　令和３年度美郷町国民健康保険特別会計予算 議案第２１号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算 議案第２２号　令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算 【一般事件案】 議案第２３号　公の施設の指定管理者の指定について 議案第２４号　公の施設の指定管理者の指定について 議案第２５号　公の施設の指定管理者の指定について 議案第２６号　公の施設の指定管理者の指定について 議案第２７号　公の施設の指定管理者の指定について 議案第２８号　公の施設の指定管理者の指定について 議案第２９号　公の施設の指定管理者の指定について 議案第３０号　公の施設の指定管理者の指定について 議案第３１号　美郷町第２次長期総合計画の基本構想及び基本計画について 議案第３２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 議案第３３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
３	議案の委員会付託

（開　会　午前　９時　３０分）

●佐竹議長

おはようございます。全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１０番・籏根議員、１２番・西嶋議員を指名いたします。

日程第２、議案質疑を行います。

これより議案第５号から議案第１４号までの条例案について、順次質疑を行います。初めに議案第５号について質疑を許しします。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

７番。

●岩根議員

今の体験住宅が２件ございます。そのもし、別府の場合は、今回外れるということですけども、過去に１年間、まあ１年言うたら、コロナで利用ができない場合もあるんだろうと思いますが、利用度がどの程度あったのか。教えていただければと思います。

●佐竹議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

お答えをいたします。まず、ささらの家、この度一部改正条例、上程させていただいておりますが、ささらの家につきましては、平成２４年１１月から延べ５８名の方の受け入れ、移住体験希望者の受け入れをしてございます。以上でございます。

●佐竹議長

４番。

●原議員

この体験住宅を設置された時にですね、本当にいい事業だと思っとるんですけども手ぶらで、極端に言えば、手ぶらで来られてですね、数日間住んでいただいて、美郷町を体験していただくというような話だったと思います。そのために、こういった体験住宅の中には備品から全部ですね、揃えてあったというふうに思いますけども、こういった備品はどういうふうな処理をされるんでしょうか。

●佐竹議長

美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

お答えをいたします。今回のささらの家につきまして、備品購入といたしまして特に電化

製品、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などにつきまして、当初１５万５７８０円かけまして整備をさせていただいております。これらの電化製品ですとか、また、寝具類そういったものは、今、別の住宅の方に一時保管をしてございます。何とか町といたしましては、今後の定住施策の推進に当たりましてもう１箇所、また複数箇所の移住体験住宅の設置要件としておりまして、仮に移住体験住宅がまた新たに決まることがありましたら、そちらの方に早速活用をさせていただきたい。そのように考えております。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第５号の質疑を終わります。

続きまして、議案第６号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

８番。

●山本議員

１点だけお尋ねします。第７条の３項、広域上必要があると認めるときは第１項の使用料金を減額、または免除することができるとなっております。どういうことを想定されておるのか。募集の時に、これを減額するんで入ってはどうですかという進め方もあるのか、ないのか。その辺りちょっとお尋ねしたいと思います。

●佐竹議長

美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

お答えをいたします。条例上、ただ今の第７条第３項におきまして、減額または免除を謳ってございます。現在、規則の制定に向け準備中でございます。この減免なりというところですけれども、当初、具体的な事案として想定したものはございません。ただ、万が一例えば災害ですとか、何らかの施設そのものが使用ができなくなったといったことも想定しないといけないと思っていますので、そういった際には、利用料金等の減額ですとか、そういったことも規則の中で謳う必要があろうかということで、現在準備中でございます。以上です。

●佐竹議長

４番。

●原議員

町長の施政方針にもありましたけれども、タイガーがですね。営業所を出してくれるということで、大変期待をしとるところですが、とりあえずオフィスがないんで、いきいきセンターだったと思うんですが、そこに入られるということですが、もしこのオフィスが出来た

時にですね、こちらの方に移動されてそこへ入られるということもあるんですか。

●佐竹議長

山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

タイガーのいきいきセンターの方に拠点を置いたところによりますと、サテライトオフィスの前からですね、２年ぐらい前から、ずっとそういう協定後に話がありまして、だいたい場所を１つ空いていたというところで、町も進めていたというところもあります。それともう１点は、機材等が結構な量がございまして、そこら辺のスペースも含めまして、今のいきいきセンターの方にとういうふうな形になったというふうに理解しております。

●佐竹議長

中原議員。

●中原議員

あの建物をサテライトオフィスにするということで、非常に気を使ってですね、外部の景観を維持しながら、内部を改造するというふうにされたというふうに報告を受けておりますが、景観条例も準備されてるんだと思いますけども、このサテライトオフィスがそのままずっと継続していくということも含めて、そういう景観条例との関係で、齟齬が生じるというようなことは、これはないと思ってて、いいんでしょうかね。

●佐竹議長

美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

お答えをいたします。景観条例との兼ね合いというところでのお尋ねでございます。現在、この昭和３年に、そもそも旧役場庁舎として２階建ての建物が、今、改修中の建物でございます。その通りというものについては、粕渕連合自治会さんとしても、毎年イベントを開催され、かつ地元連合自治会さん等を含めてですね、その通りについての景観的な維持そして存続ということを要望をしておられるところでございます。ですので、今回の改修につきましても、議員がおっしゃいましたように、外観上の焼き杉、板張り、そういったものは、すべて現存を活用させていただき、なおかつ建具につきましても、サッシに変わっている箇所は残念ながらありますけれども、ただ、昭和３年、新築建ちの際にも建具、上下式のガラス窓がスライドする形になっておりますけれども、そういったものも３カ所ばかり残していただくようにお願いをしてございます。そういった意味からその景観を著しく損なう建物ではないというふうに認識をしておりますので、景観条例等との兼ね合いにつきましても、特に大きな支障、課題は生じておらないというふうに認識をしてございます。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第６号の質疑を終わります。

続きまして議案第７号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

８番。

●山本議員

改正後の第１条のですね、新たに加わった中で、三江線跡地等の有効活用及びというて、活性化ということになっておりますが、この活性化はどこまで、どのような解釈で、色んな活性化のことになるのか、ならないのか。どのあたりまで利用を考えておられるのか。考えがあったら、教えてください。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。ご質問でございます。ここの沿線地域の活性化に資する事業ということでございます。こちらにつきまして、具体の内容があるかどうかということでございますが、今現在、そういったものの具体的な事業というものはないということでございますが、沿線地域の皆様とですね、ご意見もお伺いしながら、しっかりと有効活用できるような事業に使っていきたいというふうに考えております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

そもそも聞いてみたいですが、この鉄道、三江線の跡地利用についてはですね、地域公共交通維持確保を基金というのがあって、これを廃止されてですね、ここに持ってきたというふうに理解をしとるんですが、なぜそこをそういうふうなことにしたのか。ちょっと詳しく教えてください。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

こちらでございます。議案の説明でも申し上げましたが、令和元年度におきまして、JRの方からですね、協力金という形で２０００万円の追加の協力金の方をいただいておるところでございます。こちらにつきまして、この目的の方が沿線地域の活性化ということでございました。これを地域振興基金の方に積ましていただいているということでございます。これに合わせまして、地域振興基金のその沿線地域の活性化という条文がございませんでしたので、これを今回地域振興基金の方の条文へ追加をさしていただいたということでございます。その中で、今の地域公共交通確保の維持確保基金でございますが、公共交通の維

持確保と、それから三江線地域の有効活用という名目がございますが、これを１つの基金の方に統合さしていただくんですが、その目的に応じたですね、運用の方を１つの地域振興基金という中で運用していきたいということで、今回、１つの方の基金の方に統合さしていただいたということでございます。

●佐竹議長

４番。

●原議員

今課長が言われましたけど、目的に応じた活用というのが基金で、それで、それごとの基金が作ってある訳ですよ。今回地域振興基金の条例改正でですね、先ほど、山本議員からもありましたけれども、三江線の跡地活性化そういったもののためにですね、今まで、公共交通維持確保基金があったというふうな私理解しておるんですけども、それをなぜ、もう１回聞きますけども、やめて地域振興基金に１つにしなくちゃならない。何か、今の説明ではちょっと理解しがたいところがあるんですが。もうちょっと詳しく。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問でございます。ここの地域公共交通維持確保基金でございますが、ここでしっかりと目的は謳わせていただいて、別の基金として積立ており、条例として制定をしておりましたけども、今回沿線地域の関係の活性化という事業がございましたので、地域振興基金の方に、今までの目的をきちんと明文化さしていただいた上で、基金の方は、統合させていただくということで、効率的な運用というところを目指して改正ということで、今回は、基金の方の統合をさしていただくということでございます。

●佐竹議長

４番。

●原議員

すいません。私の考え方が悪いんかもしれませんけれども、条例改正をすればですね、目的をもった基金を好きに使えるような形、特に地域振興基金何かいうのは、だいたいオールマイティーに使えるような基金だというふうに私思ってますけども、それに、またそういったものを特化してですね、出すということはそれに関して、今後予定はあるんじゃないかというふうに勘ぐってしまうんですが、その辺は、全くないんですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

こちらでございますが、あくまでも基金に応じた目的によったその運用ということを予定しております。これを例えば他のその事業に使うということではございません。

●佐竹議長

４番。

●原議員

僕の質問が悪いのか、回答がちょっと理解できないんですけれども、今までどおりの基金があっても活性化できるわけでしょう。それを何であえて地域振興基金の大きい母体に統合して、個別の活性化基金の方を、拡大して使えるような形にするのか。いうところはどうですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

今回、統合さしていただくわけでございますが、今までのその目的に応じた基金の残高というか、ございますが、それは今までどおりの目的のために使用するということで、整理の方させていただきたいというふうに思っています。

●佐竹議長

４番。

●原議員

これで、最後聞きませんけれども、それはどこに条項に書いてありますか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

こちらでございますが、基金の方の目的ということで、今回、こういうふうな形で上げさしていただいておるところでございます。その基金の目的ごとに、基金残高というのがございますので、そこでしっかりと入ってきたもの、その目的に応じた基金をそこに使うという管理をしっかりとやっていくということでございます。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第７号の質疑を終わります。

続きまして議案第８号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

４番。

●原議員

改正ですけども、この雇用創出推進基金、この事業の目的として、区分としてですね、あったものがですね、取られて、第６条のところで、第１条に沿った費用に充てるというふう

になっておりますけれども、どういった事業を想定されておりますか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

この基金でございますが、当初、リーマンショックによります地方交付税で、この基金造成されましたが、離職を余技なくされる、そういった事業に充てる目的で、当時されておりましたけれども、そういった活用が、これまでなかったということと、現状をそういったところで使うことがないということから、今後については、今ちょっと説明の時にもお答えさせてきましたけれども、雇用創出奨励助成金というのをこれまでやっておりましたけれども、これをまた新たに町内の新規雇用ですとか、外国人労働者を雇用される場合に、雇用のための採用された時の奨励金としての活用ですとか、そういったものへの活用を考えております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

ちょっとこの条例の改正、ちょっと期待したところがあってですね。コロナ禍において色々失業されたりだとかですね、収入が減った方、たくさんおられたというふうに思います。そういった方にも適用していただけるのかなというふうに思ってたんですが、今、話を聞くと全くちょっと違うような形なんで、ちょっと残念ですが、そういったこともですね、踏まえていただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

雇用助成については、そういった状況を踏まえながら、また必要な対策というものが、これで使うことができるものがございましたら、その辺りは検討さしていただきたいというふうに考えております。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第８号の質疑を終わります。

続きまして第９号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第９号の質疑を終わります。

続きまして議案第１０号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
（なしの声）
●佐竹議長
ないようですので、議案第１０号の質疑を終わります。
続きまして議案第１１号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
●佐竹議長
４番。
●山本議員
新旧対照表の中にですね、その他というものがあります。その他の物という、その横にですね、上空に設けるものというふうにあるものと、地下に設けるものというものがありますけれども、下の方ですね、上空に設けるものというのはですね、今、美郷町が推進しているドローンの活用、こういったものもありますけども、そういった空の道としての考え方でいくとですね、そういったところが、上空のものに当たるかどうか、いうところは、いかがでしょうか。
●佐竹議長
番外、建設課長。
●添谷建設課長
こちらの上空に設けるものということで、ドローンの関係の話のことですけども、ちょっと大半申し上げありません。私も詳しくは申し上げることはできませんけども、ドローンについては、こういった自動運行補助施設というものが必要かどうかというところは、ちょっと不明なところがございます。おそらくドローンのことにつきましては、こういった補助施設というものが必要ないのではないかなというふうには感じております。大変不明確な回答で申し訳ございませんけども、そういった認識で今現在は考えております。
●佐竹議長
４番。
●原議員
確かに今回の条例改正は施設の埋設であるとか、上空に設置するとかいうようなことだというふうに理解しておりますが、たまたまですね、ドローンの関係で、空の道ということで、どういいますか、私有地から何百メーターですかね。の部分については許可を全部取っていかにゃあいけんというふうことも、この間もテレビでやってましたので、そういったものも踏まえて、あるのかなということが、ちょっと疑問になっのたと、それはちょっとついでにお聞きすれば、それは今後どのようにされるのかなと思いますが。
●佐竹議長
番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

ドローンでございますが、まず運行については携帯電話の電波等を利用して、又は衛星の方の電波等を利用してということですので、道路の上空どの程度までか分かりませんけども、そういったところに占用物件なるものを備えつけるということは、多分なかろうかと思います。もう１点、自動運行ということになりますと、例えば、今５Ｇなども、どんどん普及してきてますけど、そういった電波を利用されるための施設などは考えられるのかなというふうに、少し思ったところでございました。今道路の方の民地とかですね、道路の方の上空を運行する際にですね、これは事前に、その道路管理者のご了解をいただくという形になりますし、民地の方の上空を通過する際もですね、そこを通過しますということでご了解をいただきながら、これは進めていくということになっております。

●佐竹議長

日髙議員。

●日髙議員

ちょっと聞いてみたいんですが、ここのところで、次のあれにもあるんですが、いわゆる自動運行装備に係る動線です。これは、例えば国が設置、国道であれば国でがやるものであれば、占用料は必要はないですが、民間がやるものとしても想定されとるということでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

こちらの施設でございます。道路管理者が設ける自動運行補助施設というものは、道路の附属物ということになります。今回条例改正を行いますのは、民間事業者等が自動運行補助施設を設ける場合ということで、この場合は占用物件ということになります。そのために占用料が発生するということで、今回、条例の改正を行うものでございます。

●佐竹議長

他にございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、第１１号の質疑を終わります。

続きまして、第１２号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第１２号の質疑を終わります。

続きまして、議案１３号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

３番。

●波多野議員

これグランヴァレの関係なんですが、これは契約はしないということで、これからの管理は町はもう絶対、契約なしいうことは、町の管理はもうないいう、町からもう手が離れるいうことなんです。それと後、契約継続ないということは、何か理由がある訳なんです。どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

この借上型住宅、グランヴァレに関してでございます。平成１２年から、当初１０年間の借り上げということで契約を行っています。その後、延長願いというものが出されまして、５年間の延長を行いました。その後もまた延長願いが出てきて、５年間をまた延長したわけですけども、当初この１０年間というものがだいたい借り上げをすると、町が管理するということで契約を結んでいたものでございます。今回３回目の延長と、契約ということでございますけども、したわけでございますけども、その時にですね、今後、持ち主の、貸し人の方にちゃんと返してといいますか、管理の方をお任せをするということで、貸し人の方もそれの手続といいますか、その辺のことを受けて１年間ほど延長を３回目で行ったわけでございます。維持管理につきましては、今後、元の貸し人の方に移るわけではございますけども、空き家情報、こういったものにつきましては、町の方も情報いただきながら、その辺の協力といいますか、その辺につきましては、今後もやっていくということでございます。

●佐竹議長

３番。

●波多野議員

だけぇ、町からも一応手が離れるいう格好なんですね。そうなった場合、使用料等も何か変更になるんです。使用料は今のまんまの住宅のところに入っている使用料ですね、今のまんまなんですかね。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

町の手からは離れる訳でございます。それで、今の家賃の関係のお話になろうかと思っております。こちらにつきましては、今、貸し人方は、そのままの現状というところでお考えのようでございまして、今後については、ちょっとその辺詳しくは、町としても情報は得ておりません。現在ではそのままの状況という、家賃ということでございます。

●佐竹議長

３番。

●波多野議員

入居されている方は、現状維持ですが、今度入られる方はどうなるか分からないということですね。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

今入られているという方につきましては、町の方からも、今度契約の関係が変わりますという情報は伝えてございます。今後入られる方ということになりますと、その辺につきましては、今度返した貸し人の方が考えられることでございまして、そこまで町が手出しというか、口出しをするような形には、ちょっとならないかなというふうに思っております。

●佐竹議長

他にございませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第１３号の質疑を終わります。

続きまして、議案第１４号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

質疑がないようですので、議案第１４号の質疑を終わります。

以上で条例案についての質疑を終わります。

次に議案第１５号から議案第２２号までの予算案に入ります。

質疑をされる方は、ページ数を示してからお願いします。

初めに、議案第１５号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

１番。

●日髙議員

４１ページですか、ドローンの実証７００万円の、具体的に、この前ちょっと説明があったかもしれませんが、聞き逃しましたんで、もう１回説明をお願いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

ドローンの実証、ドローンの方の関係の予算でございますが、こちらにつきましては、今

年度においてですね、飛行試験等を行っております。これは新年度、令和３年の方で実際に実証実験、今の段階でいいますと、町内全域を実証実験する予定にしておりますが、実際にそこで荷物等運んで、荷物の方ですね、実際に荷物の方を運ぶという形での実証実験を今のところは想定をさしていただいております。具体的な計画につきましては、新年度に入りましてしっかりと詰めていきたいということでございます。そのための予算の方を計算さしていただいております。

●佐竹議長

８番。

●山本議員

１点だけ、せっかくですんで、聞かせていただきたいと思いますが、３４ページ、３４ページの農林債の中で、集落営農事業債、過疎対策事業債ということで説明があった中で、蕎麦対策ということの説明があったように聞いたんですが、具体的にどういう事業が計画されておるのか。少しお聞かせいただければと思います。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

３４ページ町債の目４、農林債、集落対策過疎対策事業債の１１００万ですが、こちらは、現在、蕎麦のですね、収獲作業をしておりますが、その中で三瓶在来のですね、そばの収穫に特化したいということで、新たに、こちらの三瓶在来の蕎麦の収穫のためのコンバイン、そしてその他の器具類、それから、そこからそこで作業する倉庫、こうしたものを整備して、それから民間事業者にやっていただくというところで、こちらの方、１１００万過疎債で準備をさせていただくというものでございます。以上です。

●佐竹議長

４番。

●原議員

７ページです。債務負担行為、令和３年度から令和７年度までの期間ということで、美郷町ゴールデンユートピアおおち、カヌーの里、これの施設管理委託料ということが、２億５０００万載っております。この２億５０００万ですが、この５年間でですね、均等に５０００万ずつなのか。７０００万、６０００万、５０００万、４０００万、３０００万なのか。例えばですね。そういったところは、お考えで当初、３年度についてはどのようにお考えですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

こちらでございますが、当初のところ３年間というか５年間でございますが、５０００万ずつの５年間という形で今回は載させていただいております。

●佐竹議長

他にありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案題１５号の質疑を終わります。

続きまして、第１６号について質疑を許しします。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第１６号の質疑を終わります。

続きまして議案第１７号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第１７号の質疑を終わります。

続きまして議案第１８号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第１８号の質疑を終わります。

続きまして議案第１９号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第１９号の質疑を終わります。

続きまして議案第２０号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、議案第２０号の質疑を終わります。

続きまして議案第２１号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので議案第２１号の質疑を終わります。

続きまして、議案第２２号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないいようですので、議案第２２号の質疑を終わります。

以上で予算案についての質疑を終わります。

次に、議案第２３号から議案第３３号までの一般事件案に入ります。

初めに、議案第２３号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

５番。

●福島議員

今更ではございますが、ユートピア、カヌーの里おおちの指定管理のことについてお伺いしたいと思います。まこと今更で申し上げないと思いますが、３点ばかりお伺いしたいと思います。１点目は、今の管理者は、開発公社さんであると思います。開発公社さんは、今でも土地をお持ちで、所有を持っておられるので、今度の条例によれば指定管理を譲るということの形になってくるのだと思いますが、開発公社は今言いましたように、所有地もあることですので、存続すると思いますが、間違いないか、１つ目にお伺いしたいと思います。それから、２点目は指定管理者制度の目的であります民間が持っているノウハウを活用して、経費の縮減を図り、柔軟な発想ということは非常にいいことだと私は思います。管理費用が安くなるということで、本当に労働条件が守られるものだろうか。管理費用が安くなるのは町にとっても非常にいいことだと思いますが、現在、雇用されてる方々、いわゆる町民の方々が、現在お勤めだと思うんですが、その雇用者が変わられても、現在の労働条件が保障されるのだろうか。賃金は保障されるのだろうか。手当は保障されるんだろうか。ちょっと心配だなと思ってお聞きするところでございますが、４月以降も、全く変わらないのだろうか、お伺いしたいと思います。それから、最後の３点目でございますが、定住促進に行政として非常に力を置いていただいて、頑張っていただいてるところでございます。しかし、全回の全員協議会で説明がございましたように、今回、本町から出られて、京都の方にお帰りになるとか、色んなところへ行かれるとかいう話も承りました。非常に残念でならないところでありますが、なぜ転出を止められなかったんだろうか。止める方法はなかったんだろうか。再雇用ちゅうか、そういうことはできなかったんだろうかと思うところございまして、伺いたいと思います。以上３点お願いいたします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

福島議員のご質問でございます。まず１点目でございます。開発公社の存続ということでございます。こちらについてでございますが、先ほど議員もおっしゃったとおり、土地の方

がまだ管理しているものもございますので、基本的には存続をしていく方向でございます。それから、２点目の方でございますが、職員の皆さんの身分保障ということでございました。こちらにつきましては、ワイナリーの方に転籍をされたとしても３年間にあたっては、現給するか手当等が保障されるということで、調整済みでございます。これも守らせていただくということでございます。それから３点でございます。転出をされた職員さんがいらっしゃったということでございますが、これは最終的には個人がやはり判断をされたということで、という受け止めをしております。その個人の方が、どのような形に、次の人生のステップとして、これを選ばれたということでございます。執拗に転出されたことについては、残念だというふうに思っておりますが、最終的にはやはり個人でご判断されたということで認識をしております。

●佐竹議長

５番。

●福島議員

それで、転籍された職員さんがですね、今３年間の保障とか色々ありましたけども、その転籍後、こういうことで悩んでるんですよと言って、また元の雇用者、いわゆる開発公社の方へ、ちょっと勤めてみたら、こうこうこんな問題がありましてねって悩みとか抱えた時には、元雇用主として相談に乗ってあげられるような体制は整えられるのでしょうか。どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問でございます。転籍後のご相談ということでございます。だったと思うんですが、こちらにつきましては、企画推進課の方、施設の所管でもございますので、しっかりとですね、そういったご相談ごとには対応をさしていただきたいというふうに考えて、４月以降についてもですね、そういった形でしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

１番。

●日髙議員

先ほど、福島副議長さんも言われましたとおり、まあ町長さんも言われました。いわゆる民間が持つノウハウ、そうしたものを活用しながら、管理の縮小を図っていく。これは大変いいことと思うんですが、この施設は従来から議論がありまして、やはりこれはこの指定管理料これに対しましてやはり全協の時にも、議長さん言われましたが、いわゆる健康増進、こういったものの施設であるために、町民の理解を得られて実施されているというふうにお答えもあったり、そういうふうな理解でおります。そうした中で、２年度の決算を見ますと、それは確かに管理委託料が出ております。そういった中で、公社としては、余り悪くな

い実績が出ております。それで、その中にはやはりいろんな健康増進の各教室を実施されております。この度、新たに指定管理が予定されております会社につきまして、どういった内容で健康増進を図られるか。こういったものがいわゆる協定書の中にも事業の計画があると思うんですが、そうしたものを開示してもらうことはできないんでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

日髙議員のご質問でございます。まずもって事業の方の計画書の開示ということございますが、現在のところでは、そういうことは考えておりませんが、事業計画でございますが、今まで継続をしてきた両施設の事業の方をですね、事業計画上ではきちんと継続をしていくと、今までどおりの運営をしていくということで提出をいただいておるところでございます。

●佐竹議長

１番。

●日髙議員

健康増進に資するため、今までやっておられた事業をですね、継続をされる。これはいいことだというふうに思います。それと同時にですね、いわゆる健康増進の施設であるからということで、ここにこだわるわけではないんですが、こうして新たに指定管理を受けられた方、美郷町も定住を進めているところでもありますし、雇用に関していわゆる美郷町民を優先的に雇用とかそういったことで協定はなせれるということはないでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問でございます。雇用についてというところでございますが、協定書に、そこを盛り込むかどうか別といたしまして、石見ワイナリーさんについてはですね、可能な限り地元の方を使っていきたいというふうに考えていらっしゃいます。以上でございます。

●佐竹議長

３番。

●波多野議員

これ一番心配のは、果たして４月１日からですね、今までの事業が継続して、果たしてできるかどうかいうことが、職員の人がとなんか話に聞くとかなり辞められておると。その人の補充、すぐ４月に補充が間にあっても、なかなか技術的なことやら何かあって、４月１日から、果たして今までのとおりに、町民の方に不便をかけずに、いままでどおりの事業推進ができるかどうかいう、それを一番心配とるんですが、そこら辺はどうでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

波多野議員のご質問でございます。確かに、職員の方、辞められておられます。それにつきまして、石見ワイナリーさんの方では、既に募集の方もかけていらっしゃいます。これは、運動の方の関係のインストラクターの募集もですし、それから通常のお方の勤務の方も募集の方も、既にかけていらっしゃるということでございます。実際、４月から事業開始ということになろうかと思うんですが、これは４月からの事業の開始をですね、目指しておられますので、そういった既に募集をかけた方と、それでも足りないという場合にはですね、石見ワイリー本社の方から人をですね、応援してでもやっていく予定であるというふうに聞いております。４月１日を目指しているという状況でございます。

●佐竹議長

３番。

●波多野議員

もう４月１日から、あれですね、別に心配しなくても、今までどおりの従来どおりの事業とか何かはできるというて思っとってもいい訳ですね。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

先ほども申し上げました４月からの事業開始を目指して準備を進めていきたいというふうに考えております。

●佐竹議長

９番。

●安田議員

関連ですけれども、今のこの前までの説明では、正職員それから臨時、パート等々で２６名が職員がおるということで、そのうち１１名ぐらいが残られるというように、お聞きしとった訳ですけども、私がですね、情報収集したところでは、昨日時点でですね、ほとんどの方が、もう辞められると。この前の時は、３年間公社の待遇で残られるという人が何人かおられるというようにお聞きしましたけども、その方々もどうも辞められるというような情報を得ました。そういうことで、今、３番議員が質問しましたけども、果たして、ワイナリーの方がですね、公募かけておるということですが、そこらハローワークなんかにちょっと確認してませんので、あれなんですけれども、実際に、正職の方はもう９人おられたわけですけども、特にインストラクターの資格を持っておられる方々だったんですけども、その方々がいなくなって、果たして３月いっぱいに、先ほどの話じゃあないですが、人員の確保ができるかなというのを非常に心配しております。今まで、実際にああやって、水泳教室とかではですね、大田の方から、かなり参加もされとって、これがなくなったら大変困るなという、もちろん町内の方も、そういうことを耳に私はしてますけども、果たして本当４月１日から、指定管理してからですね、本当に運営ができるんかなというのを心配しております

けども、その点どうでしょうか。

●岩根議員

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

安田議員さんからのご質問でございますが、正式にそういったお話がちょっと私の方に届いておらんところでございますけども、そういった形で、また追加で辞められる方が出てきた場合もですね、先ほどご説明したとおりにですね、やはり人員の確保の方をしていただく。募集も追加で募集をかけていただきながら、インストラクターなども確保していただき、それからインストラクターにつきましては、派遣等の制度もございますんで、そういったものも検討していただきながら、人を確保してまいるということで、候補者とも話をさしていただいておりますので、そういった形で可能な限り４月１日の開始を目指して、準備の方進めて、また、町としましても例えばご協力できる部分については協力をして参りたいというふうに考えております。

●佐竹議長

９番。

●安田議員

これ以上、突っ込もうとは思いませんけども、私、どういいますか。一般質問でも出させていただいておりますんで、その中でしっかり詰めていきたといと思いますんで、よろしくお願いします。

●佐竹議長

２番、中原議員。

●中原議員

色んな方が情報として指摘されたんですが、今の公社の職員の方がほとんど辞められるというふうに、情報が広がってるようなんですけども、２月１０日に全員協議会が開かれて、そこでこの問題議論されているんですね、その時、確かご報告いただいたのは、退職予定者が１１人というふうに伺ったと思うんですね。間違いがあれば指摘してもらいたいんですが。それで、その後、２６人のうち１１人ですから、１５人ぐらいはその時点では残られることだったと思うんですね。それで、それが全員協議会で、ここで議論した後、更にその方々がほとんど辞めるという決断に至られたんで、ここでの全員協議会での議論がですね、引き金になったのかなと思って、ちょっと気になるんですが、その点はいかがなんでしょうかね。何でこの１０日以降ですね、これだけの方が、辞められるということになったのか。経過が分かりましたら。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

中原議員のご質問でございますが、私もそこまでご承知してない内容でございまして、これにつきましては、確認の方をさしていただきたいと思います。今ここの場でご回答できる内容はございません。大変申し訳ございません。

●佐竹議長

２番。

●中原議員

そうしますと、現在のところは、この前報告をいただいた退職される方は１１人と、後１５名ぐらいの方は、残られるというふうに思っていていいんでしょうかね。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

大変失礼しました。確かに１１名の方が退職されて１５名残られるということで、私どもは今そういう認識でおります。

●佐竹議長

４番。

●原議員

今色々話をお聞きしておりましたけれども、昨年の６月ぐらいからですね、ワイナリーの支配人、そして石田課長入って、職員の方々と色々と面談をされながら、説明もしながらやってこられたというふうに思います。職員の皆さん方に対してはですね、今、現開発公社の職員でありますので、開発公社の事務局長である課長が頼りであるというふうに思って、期待もされておったんじゃんないかと思いますが、先ほど、何人辞めるかというようなそういった職員のですね、今の決断に対して分からないところがあるということはですね、もし本当に１１人じゃなくて、それ以上の方が辞められるという情報が入ってないんであればですね、石田課長、その職員の皆さん方から信用がなくなっているんじゃないですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

この情報が入ってないということは、信用がないのではないかということとございます。それは、私がなかなか判断できるところではないかと思いますが、いただいた情報ですので、しっかりとまた確認等さしていただきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

今度ワイナリーの名前が出てますけれども、石見ワイナリーの名前が出てますけれども、まあそれの条例も出てるんですが、先般ですね、全員協議会の時に職員の皆さん方にちゃん

と比較をしてですね、今後のことが対応、考えられるような比較ができるような資料を提出して話をされてますかと言った時に、してますという意見だったと思います。それをですね、私もう１度職員の皆さん方に聞いたんですよ。そういった提示はないと。はっきりいうと、石見ワイナリーが、今後どういうふうな給料体系になってですね、処遇がどうなるか。はっきりしたことは聞いてないと。ただ手当はなくなるよと。まあ手当だけでも大変ですよね。いわゆるボーナスがなくなるだけでも相当な減になるわけですから、それぐらいしか聞いていないと。ほいじゃあ月の給料、幾らなるんかというと、全然提示されてないじゃないですか。それでどうやって職員の皆さん方に残るか、辞めるか判断をしろということだったんですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

この前お答えをした内容と比較ということでございますが、この比較というのは、今現在の職員の皆さんの待遇の比較表という形での認識で、私は見させていただきました。今の原議員のご質問、おそらく個別の比較というお話だろうと思うんですが、これにつきましては、ワイナリーさんの方にお任せをして、ご提示をいただくというのが、本当であろうということで、そこでは個人ごとの方のお示しをされたというふうに認識をしております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

そりゃあ余りにも無責任じゃないですか。まだ開発公社の職員ですよ。その方を解雇するんですよ。後は勝手に次の人と話して、そういうことですか。お前ら好き勝手に辞めろと。さっきの転出の話が出ましたけれども、最終的には個人の責任ですか。個人の考えですか。それに至った過程はどうなっとるんですか。

●佐竹議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

先ほど申し上げましたとおり、３年間というのは現給保障という形、それから手当についても同じ額ということでご提示をさしていただいておりますので、そういったことでは、きちんと説明の方はさせていただいているというふうに思っております。例えば、そこで今の部分から正規の職に変わられる方などについては、おそらく個人的な提示があったものというふうに考えております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

いや、それがなかったということなんで、そこら辺は、ちゃんと把握しとかんと、間に入

っておる頼りである石田課長が知らんようじゃあいけんのんじゃないですかということを言っとるんです。どう思われますか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

そこまで、きちんと把握しなかった点について、私の方は反省さしていただいております。このことについては、今先ほど申し上げたとおり、現給保障というとですね。同額という形になろうかというふうには考ております。同額で転籍という形の認識でおりましたので、そのことについて、きちんと細かいところまで把握していないところについては、反省をさせていただきたいと思います。

●佐竹議長

４番。

●原議員

反省の弁もあった訳ですが、そういったことが中途半端になった為に転出まで出てきたじゃないですか。個人の責任じゃないじゃないですか。それをね、辞めていった転出していく職員の最終的な考えだなんていうような言い方はやめていただきたいと思います。石田課長、ご存じかどうか分からんですが、ユートピアできた、カヌー里ができた、その当時からですね、もう２０年経って、３０年経っておるんでしようけども、これだけ長い間でですね、そこで働いておる職員は、少ない給料で、これじゃ生活ができん、結婚して生活ができん、子どもが生まれてこれじゃあ無理だと言いながら、いつ辞めようか、いつ辞めようか思って一生懸命考えながら、周りがこうやっておってくれと、君らがおらんとこの事業が成り立たんのだというようなことがあって、僕も相談受けたこともありますよ。頑張っておれやと、給料上げてもらうことは、また話ができるだけぇということで、残ってきた経過もあるんですよ。そういった経過で頑張って、頑張ってきた職員がですね、いとも簡単に１１人でも２０何人でもいっきに失業者を出してしまうんですよ。今回のこの指定院管理によって。そんなことが許させますか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

町としましては、先ほど申し上げたとおり、そういった３年間の現給保障というところのお話もさしていただいて、これを認めていただいているというところで、最大限の努力をしてまいったというふうに思っておりますし、私、個人としましても至らない部分もあったかもしれませんが、個人面談なども２回もさしていただいた。しておりますし、お聞きした部分については改めてまたワイナリーの方にもお返しをして、その確認も取らしていただいているということで、こういった形では進めて、私の方は、最大限努力をしたというふうに

思っておりますが、やはり最終的にはですね、そういった形で、個人の方でご判断をされたというふうに私は思っております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

それとですね、さっき計画や協定書の提示について話があったんですが、これはあるんですか。ないんですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

事業計画書でございますが、これはご提出をいただいております。協定につきましては、最終的なところをまた今後結ぶ予定ということでございます。

●佐竹議長

４番。

●原議員

公費をですね、５０００万、先ほどの話じゃあないですが、支出するわけですよ。それを議会にかけて、予算措置をされとるわけですよね。それなのに議会に対してはどういう事業か分からない。どういう協定か分からない。こういうことは、おかしいことないですか。ちゃんとそれを提示してから、そこの順番間違ってないですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

先ほど申し上げましたとおりでございますが、事業計画書でございます。これは候補者の選定委員会の中でご審議をいただいたところで、適切なものであるというふうに認めていただいて、上で今回こういった議案の上程の方をさせていただいているという経緯がございます。そういった形で対応してきております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

審査会で、適正だと認めてもですね、予算はどこがつけるんですか。だれが承認するんですか。承認するための資料じゃないですか。協定内容にしても、事業計画にしても、今、その話をしようる訳でしょう。住民に対して、ちゃんと今まで通りのサービスができるか。事業ができるかというのは。それを提示しないで、指定管理を認めてください。予算を通してください。そんなことがありますか。何を判断に僕らはすればいいんですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

先ほどもご説明いたしましたが、事業計画、その中にはですね、今までの事業の方も継続をされるという内容のものでございます。そういった、今までやってきておりました健康増進事業であったとか、そういったものも引き続き行うという形で、先ほどご説明差し上げておりますので今回、やはりご提示をするということは、現時点では考えておりません。

●佐竹議長

４番。

●原議員

だから、それを提出してくださいと言っとるんですよ。見せるべきじゃないですかと。判断材料がないじゃないですか。我々には。それ見せてもらわんと。それともう１つ言わせてもらえばですね、そういった事業計画、きれい事があるかもしれないですが、現実問題として考えてください。さっき言われたように、職員がほとんど辞める中で、今３月ですよ。４月からどういうふうな事業計画になっておるんですか。できるだけ訳ないじゃないですか。現実的に無理でしょう。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

まずもって、その事業計画ということでございますが、先ほどもお話をしたとおりでございますけども、４月からの開業を目指してですね、人員の確保の方をこれは進めて行きたいということで、ワイナリーさんの方でも、実際に募集をかけていらっしゃいますので、そういった形で、４月１日開始を目指して努力をしていくという点は変わらないというふうに考えております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

石田課長の計画は執行部の計画はそうでしょうけれども、現実問題考えてください。できるとお思いですか。思われますか。できますか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

できるかどうかということでございますが、これはできるよう努力をしてまいるしかないとふうに考えております。

●佐竹議長

４番。

●原議員

できるようにとは、どういうことですか。しなくちゃあいけないでしょう。我々が賛成す

るということは、その事業計画の中に４月から同じようにやりますよと書いてあることを承認したことになるんですよ。それ出来んかったら、議会に対して嘘をついたことになるでしょう。やらにゃあいけんのんですよ。それが現実的にできるかどうかということを判断するのがあるでしょう。それを議案に上げるんでしょう。上程したんでしょう。そこを聞いておるんですよ。できるんですか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

出来るかどうかということでございますが、これは出来るように、先ほど申し上げましたとおり、指定管理者さんともですね、協力をしながら開業に向けて努力をしていくということでございます。

●佐竹議長

４番。

●原議員

もしできなかった場合、町としてどういうふうな対応されるんですか。指定管理者に。教えてください。

●佐竹議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

もしできなかった場合ということございますが、出来るところ、分かりませんけども、４月１日からもお願いをするわけですが、４月１日からできなかった場合については、人員が確保された時から事業の方を開始いただくという形で調整をさしていただくということになろうかと思います。

●佐竹議長

４番。

●原議員

それじゃですね、事業計画も出していただけない。賛成はしてほしい。議決はしてほしい。それだが、実際には、事業計画のことが実行できない。それはちょっと待ってくれと。都合でちょっと待ってくれというような話ですよ。

●佐竹議長

番外、町長。

（まだ話していますとの声）

●嘉戸町長

すみません。

●原議員

そこを言うとるんですよ。あなたが、やるようなつもりでおるみたいな言い方するから、

それじゃあ、もしできなかった時にはどうなるかという話をしているですよ。見込みの話をされるから。じゃあこっちも見込みの話をするわけですよ。分かりました。どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

事業計画については、１回じゃあ全員協議会でやらしていただきましょうか。審議会にも出さしていただいておりますので、基本的な話としては、前回の全協でお話ししましたとおり、今までの事業をすべて継続してやりますよと。こういうふうな計画内容になっておりますので、そういった意味では基本的にはあまり全部オープンにするようなもんではないですけども、議員がそこまでおっしゃるんであれば、全員協議会で示させていただいて、審議会でもすべて内容をご確認いただいておりますので、内容をご確認頂ければというふうに思います。それと先ほど来、出ております。３年間保障、あたかも保護にしたようなお話なんですけども、ただ、皆さんおっしゃるのがその３年の保証を保護されたような言い方をされてて、それはこちらとしては、これ守ってくれということでは、当初からお話もさしていただき、で、ここに至るまでも、それが変わったというふうなお話は指定管理のこの候補者からも聞いておりませんし、今までの職員の方から、石田課長なり企画課の方に申し出があったというふうなお話も今のところ承知しておりませんので、もしそういうお話があれば、ぜひお示しをいただきたいなというふうに思います。何人辞められるかというお話も、今初めて聞きましたので、それがどこまで信憑性があるかということについて、お示しをいただければなというふうに思います。

●佐竹議長

２番、中原議員。

●中原議員

指定管理者制度に基づいて、今度指定管理を変更するという判断を審査会でされて、それが議会にかけられるということで、本来であれば新たな指定管理者が責任持って従業員を充てるということですから、今までは会社が違うわけですから別な職員になっても一般的には不思議じゃないと。しかし、私が気にしておりますのは、開発公社というのは公社という形は取っていますけども、基本は、町の責任だと思うんですね。理事長は町長が確かなっておりまして、事務局長も町の職員さんが当たっておられるということですから、公社ではあるんですが、責任としては町の責任だというふうに思います。で、そこでこの前の議論ありましたように、指定管理者に今までの公社ではなくて、民間の企業に請け負ってもらうことは、町民にとっても利益があるんだと。もちろん、向こうから申し出のあったことですけども、町民にとっても利益があるということを強調されて、それで今回変更されるということになっているわけですけども、そのことに伴って町が責任を負っている公社の職員が大量にお辞めになると。中には、私の聞いてる範囲ですと、あそこをオープンするにあたってですね、外で働いてた、他の地域で働いてた人をですね、わざわざこっちに戻ってきてもら

って、それであそこをオープンしたという経過のある方もおられるわけで、そういう方も含めてお辞めになるということになるとですね、これは本当に残念なことでは済まされないことだというふうにも思っているんでですね、そういうこともあって、本当は、会社が違うわけですから、全くそういうことはなくてもいいんだけども、今度の条件として少なくとも３年間は、今の条件で残ってもらうと。その次も、引き続き新しい指定管理者のところで働いてもいいという方については継続して雇用すると。こういう条件があるというふうに、今まで報告を受けておりますけども、そういうことでよろしいんですよね。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今、おっしゃるとおりでございます。大元を話せば、２年前からこの指定管理のお話はさしていただいておりまして、私自身は本当に健全経営、効率経営ができるのかというふうなところで、実際の運営は、これはもう新しい大和荘にしても、そこと連携をして、ゴールデンユートピア、カヌーの里も一体経営することが効率経営あるいはマーケティング的にも非常に相乗効果があるんじゃないかということで判断をさせていただいて、何回も全協なりでお話をさしていただいてきたところでございますので、今の中原議員の趣旨というのは、そのとおりでございます。その中で、やはり職員の皆さんが指定管理が変わるから辞めてくださいくださいというところは、やはりいけないだろうということで、新しい指定管理になられる方に、身分保障して望まれる方は、引き受けてくださいよということ、これは最初から申し上げて、皆様方にもご報告をさしていただいております。ですので、先ほどから、条件が提示されてないというのが、私、お話聞いてる限りは、３年間の身分保障が保護にされたというふうなニュアンスで受けとめているんですけども、保護にされた事実はありません。やはりこれは、一番最初の絶対条件として、新しい指定管理者には身分保障をしっかりやってほしいということで申し上げてますので、そういう意味では、そこは今もお守りをいただいているんだろうというふうには思っております。４月１日以降、大変ご心配をおかけしております。我々が、今つかんでおりますのは、前回の全員協議会で、実際に移られる方という中で、移られない方が１１名いらっしゃると。いうことが、１２月の末の現在で、意思表示をされた人数ということでご報告をさしていただいております。ただ、今の皆様方のご質問が、何も提示をされてなくて身分保障がなされてない。あるいは全ての方が辞められるという我々が知らない情報、あるいはもしそれが事実であればどういうふうなところから出てるお話なのか。こういったことを承知しておりませんので、どう責任取るんだとか、あるいは出来なかったらどうするんだというお話でございますけども、中々前提のところで、我々もお答えすることができません。ですので、議運のお許しが出れば全員協議会を１度開かしていただいて、しっかりお話をさしていただくということが一番よろしいのかなというふうには思います。よろしいでしょうか。

●佐竹議長

４番。

●原議員

町長の言われる効率運営とかですね。いうことに関して別に意見を申し上げておりません。それは大変いいことだというふうなことを思います。指定管理を変えることについても、別にそれは、だからそういった意味でですね、いいことだなというふうに思っております。がしかし、そのことによってですね、住民のサービスは低下する。そこに働いている人たちが失業する。そういった現実が今現実が出てきとるわけじゃないですか。そこは分かっていただきますよね。実際に失業しとるんですよ。辞められる方は。また新たな職を探していかなくちゃあいけない。そういうふうな現状になる。さっき町長言いましたけども、ほとんどの方が辞められるというのは、私も何人辞められるとか、そういうことは分かりません。そういう話が、職員の皆さん方の中で、あれも辞める。これも辞めるというような話しを中を淘汰すると、そういうふうな状態になるということを申し上げているだけであってですね。、何人辞める。これは確実なことを私は知って言っていっとる訳じゃあないんですが、そういうふうな最悪になった状態になるということはですね、美郷町が雇用を推進する定住を推進する雇用を推進するようなことを謳っている以上、１０数人がですね、一挙に失業に落ちるようなことがあってはならんというふうに私は思うんですよ。ですから、そういったところをきちっと整理するために、事業計画がまず出していただいたもので判断して、それに基づいて、今の現状に合わせて協定を結ぶというふうな手順になるんじゃないかと思うんですよ。そのうち、それをお互いに合意を得た時に今回のような予算化もあれば、予算は変わらんでも予算はあるんでしょうけども、指定管理の条例、今回の条例なんか変更ですね、これが出てくるもんだと、私思うんですが、その辺は違いますかね。どういうふうにお考えですか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず事業計画につきましては、先ほど申し上げましたように、審議会には提示をしております。全体の内容としましては、今までの事業をそのまま継続しますよと。一言で言えばこういう内容なっておりますので、今まで住民向けに行ってたサービスとういうものを削りますよということは一切出ておりません。ですので、事業計画を見せろというお話でございますので、それは全員協議会でお示しをさしていただいて、サービス内容については、ご確認いただければというふうに思います。それでできるかできないかというのを、今、できるともできないとも、押し問答やってもしょうがないと思いますので、それは指定管理者受けていただく以上は、やってもらうことを前提に話は進めておりますので、そこはできるできないの話ではなくて、やってもらうというようなお話だというふうに思います。それと効率経営ということなんですけども、今日、先ほどお話ありましたように、予算としては年間５

０００万の指定管理料をお支払いする。そういうふうな予定でございます。今年度が５５８３万円ということは５８３万円、指定管理料を引き下げて受けていただいております。また、公社の決算、まだ閉めてはおりませんけども、何とか頑張って皆さんの努力でやっていただいております。ただ、この中にはですね、事業の持続可能給付金ですとか、こういう補てん金がある中での今の決算でもございますので、そういう意味では皆さん一生懸命やっていただいてるんですけども、実質的にはかなりの赤字というのが出てるのが現状でございます。そういう意味では今、数字の計画上は、４月以降のサービス内容というのは、丸々継続してやりますよ。それと、指定管理料については５００数１０万引き下げて、頑張って効率経営をやりますと。こういうふうなお申し出をいただいておりますので、効率経営、サービス内容については、一段するものというふうに思います。先ほど来、出ております。辞められる方のお話ですけども、私としましては、やはり心情的には、全ての方に新しい会社に移っていただいて、そこで働いていただくということが一番スムーズでよろしいんじゃないかなというふうに考えておりまして、当初から繰り返しになりますけども、条件は上がる方はいらっしゃるんですけど、今までパートをやられた方が正社員になると。実際、事例もこの中には含まれていらっしゃるというふうに聞いております。ただ、下がるという話は、これを止めてくれというお話は最初から言っておりますので、これが身分保障ということでございます。ただ、どこの企業でもあるいはどこの団体でもそうなんですけども、一生雇いますよというところは、将来先どうなるか分かりませんので、通常こういうふうな事業承継で、例えばM＆Aをやった時に、そこの従業員に引き受けるといった場合には、だいたい３年程度の身分保障というのが通例でございますので、ですから考えられる条件の中で、条件も提示していただいて、身分保障もしていただくというお話については、何らその前提条件が変わったということではございません。そうなりますと、例えばその職員の方が新しい指定管理者に移って、給料を上げろっていうことは、さすがにそれは言えない話だと思うんですね。我々からは申し上げられるとすると、今までの待遇をそのまま最低維持はしてくれと。この申し出以上は、さすがに受ける方も受けられませんし、こちらとしてもリーズナブルなお話としては、そこまでかなということで、何回か面談を繰り返させていただいたり、企画推進課長自らが全ての人に面談もさしていただいてるというのは、向こう任せにするだけじゃなくて、直接役場として、そこの事務局の企画推進課の責任者である課長自らが、全ての人に、１対１で面談もして、もし本音で言えないようなことがあっても、１対１で言ってくださいよというところまで、全てやれることはやったつもりでおります。ただ、冷たい言い方になるかもしれませんが、そこから先、絶対に残ってくれっていうと、その方の人生もありますので、他に転職しないでくれっていうような強制力もある訳ではございません。そうなりますと、我々として、できる限りの努力はここまでやってきたつもりでおりますし、もっと丁寧にやれということであれば、出来る限りのことはやりたいというふうには思っておりますけども、今現状としましては、我々が把握している段階での話を前回の全協でお話をさしていただいておりますので、今日お話しいただいたお話というのは、正式な議場で、

そういうお話をいただいておりますので、しっかりした裏のあるお話だと思いますので、全協でも、今日ご発言いただいたお話の裏づけをしっかりお話しいただいて、議論をさしていただければというふうに思います。

●佐竹議長

４番。

●原議員

裏づけを我々に求めるんではなくてですね。課長、あなた調べたらどうですか。裏づけいうものを。もう１回職員さんにみんな面談して、それは調べてくださいよ。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

もちろんこちらで調べます。ただ、我々が知らないことを例えば全員辞めるというふうに議員おしゃってますよ。全員辞めるというのは、こちらも承知してない話です。そこまで踏み込んで言われると言うんであれば、当然それの裏づけは取ってらっしゃるものと、私は思ってます。ですので、それはそれでお示しいただきたい。そういうお話です。

●佐竹議長

１番。

●日髙議員

全協で、事業計画等を示されるということで、それちょっと期待をしておるんですが、いわゆる公社から移ると民間へ移るということで、先ほど何回も言うんですが、やはりノウハウを利用して経済的に効果があるということで、大変そうなればいいというふうに思っております。これは健康増進施設だという。それで、いわゆる令和２年度決算上ですね、ゴールデンユートピアが３６００万、カヌー１５８３万、レストラン部分が４００万ということで、先ほど言われましたように５５００万ですよね。今回、レストラン、石楠花部分載ってないわけですが、その決算を見まして、かなりの事業をやっておられて、事業実績も上げておられると。そういったところで、例えば、先ほど言われましたように、一括管理だと連携がみやすいということがありましたが、公社の場合は、理事長は町長であります。そういった訳で、連携をすればですね、協定をすれば幾らでも利用は、同じように出来る。連携は出来ると思うんです。そういった意味で、今回替えられる効果というのがですね、いまいちちょっとよくわからないんで、また全協の折でも、１つ教えていただければというふうに思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

全協で、しっかりお話もさせていただきますけども、これまでの全協でも何回もお話しておりますけども、まずは民間のノウハウというところが、非常に重要じゃないかなというふ

うに思っております。これはサービス業としての民間のノウハウは活用していくべきだろうというふうに思います。相乗効果という意味はですね、１つが潮温泉施設、石見ワイナリーホテル美郷ですけども、ここともた三瓶の東の原にワイナリー施設をお持ちでいらっしゃいます。ワイナリー施設に併設して、大きなフードコートもお持ちでいらっしゃいます。ただ持たれてないのが、宿泊施設でございますので、当然、聞いておるところによりますと、三瓶の入り込み客というのは、昨年から今年にかけて、このコロナ禍であっても、逆に大変な人出だというふうに聞いております。例えばゴールデンユートピアだけで集客が大きく図れるかというと、これはなかなか難しいものがあると思います。あるいはカヌーの里だけで集客が図れるか。今のキャンプのブームで人が増えておりますけども、それでも部門で見れば、赤字部門でございます。これが三瓶に来られて、ワイナリーで買い物をされて、そこで食事をされた方、今までは、そのまま日帰りで帰られたり、違う宿泊施設に行かれるような方、これが石見ワイナリー株式会社が指定管理になることによって、宿泊をセットで石見ワイナリーホテル美郷とかあるいはゴールデンユートピアあるいはカヌーの里、こちらの方を総合的にパッケージにして、宿泊の例えば需要を引き受ける。これだけでも相乗効果は大きいと思います。じゃ町がやればいいかっていうと、町がやれてる範囲、今までの公社の範囲というのは、ゴールデンユートピア、カヌーの里まででございましたので、幾ら連携を図るといってもですね、１つの組織でない以上、十分な連携というのは、フレキシブルには対応できないんじゃないかなというふうに考えております。今は１例を申し上げましたけども、色んな形で相乗効果というのは生まれるんじゃないかというふうには思っております。

●佐竹議長

他にありませんか。

●佐竹議長

４番。

●原議員

全協をやられるか、実施するかどうか分かりませんけれども、されるかどうか分かりませんけれども、全協の時にですね、先ほど言った事業計画がありますけども、協定、これはまだ作っとられんのんですか。これが、もしあれば協定も１回出してくださいよ。その協定を元にさっき言ったように、我々は、指定管理この人だったらいいなと、今までどおりできるんだな。安心してお任せできるなということで、指定管理の改正にですね、変更に賛同するわけですから。お金を公金を出している以上はですね、それは当然やっていただかなければいけない部分だと思うんですが、どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

協定というのは、実際どういうイメージでお持ちなんでしょうか。実際結ぶのは、契約書

を結ぶとは思います。ただ、協定というような物の形態ではないと思うんですけど、多分議員がおっしゃるのは、どういうふうな取り決めを先方とやっているのかと。それが書類になるのか。あるいはもう計画書の中に落とされてるのかということでございますので、協定を見せろ、協定見せろという協定そのものにこだわることなく、実質的に先方とどういうふうな約束をしてるかということのご提示でよろしいでしょうか。

（はいとの声）

●嘉戸町長

先ほど来、何回も申し上げてますけども、事業計画書につきましては、これは出来上がっておりまして、審査会で提示をされております。そういう意味では、４月１日以降のサービス提供については、この事業計画というところがある意味、すべてということになりますので、これをご確認いただくというところが一番よろしいんじゃないかなと思います。概要につきましては、事業計画書そのものをごらんいただいてお話しをいただければと思いますけども、基本的には今までと同じサービスは踏襲するということが謳っておりますので、そういう意味では、今までの町民向けサービスで、欠落するというものは出ないということは、今ご説明を申し上げたいと思います。

●佐竹議長

４番。

●原議員

事業計画の中にですね、先ほど町長言われたように、色んな事がですね、取り決めみたいなものが入ってればそれ全然問題ないんですが、噂の域から我々はですね、住民の話から質問をですね、本当なのという質問をさせてもらっとるんですけども、そういった中でですね、例えば、今まで取引業者、ゴールデンユートピアのこれの取引業者をですね、大田市の業者に変えるというような話も来てるんですよ。今までうちでいけとったんだけど、何かどうも大田市になるんじゃないかというような話もある。そういったことも実際、地元の事業者をどう使う。地元の業者であるものは、使えるものを使うということも、そういった事業計画には入っているんですかね。そういった意味で僕は協定という意味言っているんですけどもね。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それは具体的に何でしょうか。事業者という、その内容は、ここで言われないならいいんですけど、大きな考え方としては、できる限り地元を使っていただきたいと。これはもう大きな方針でございます。例えば、食材を野菜ですとか肉ですとか、様々な日々のレストランで提供する食材ですとか、こういうのもどんどん使ってくださいと。例えば、ガスですとか、大口のそういうふうな経費ですかね。これもできれば地元の業者を使っていただきたいというのは、そのとおりだと思います。ただし、同じくらいの水準であればということじゃな

いかなと思います。例えば、ガスを使うのに２００万円地元が高いですよということに仮になりますと、効率経営をやってください。この中で、しっかり経費を削減してやってくださいっていうところに、無理やり２００万高いものを押しつけるというところは、これはできないと思います。そうなりますと、本来であれば、効率経営のためにこちらの安い業者を使うけども、わざわざ言われたから２００万高いものを使いますということになると、これを行政として、ある意味に押しつけるということになると、当然指定管理者からは２００万円分、指定管理料を上げてくれと。そういうふうな話になると思います。その時に指定管理料、じゃあ２００万上げますか、どうですかっていうそういうふうなお話をさしていただくことになるので、結局は、同じぐらいのものであればこれは当然地元の業者を使っていただけるし、地元の産品を使っていただけるというふうに思っておりますけども、あまりに、もし開きがあるような物については、なかなか無理強いをさしていただくということは、結局は指定管理料をもっと上げざるを得ないようなそんなふうな話にもつながっていきますので、すべてがすべて全く無条件で地元の物ということにつきましては、少し考慮する余地があるじゃないかなというふうに思います。

●佐竹議長

４番。

●原議員

町長の言われること、もっともだというふうに思います。ただ、今現在はですね、総合２００万高かろうが、その町内からちゃんと納入しとるわけですよ。それを指定管理が変わって、町内業者からそんだけの収入が減るということは、それは町の経済的にはですね、やっぱりマイナスになってくるわけですよ。ですから、そこで指定管理じゃなくてですね、逆にそういった業者についてはですね、臨時給付金じゃないですが、そういったものを考えてですね、やられるとかですね、それか、僕なんかはっきり言わしてもらえれば、それが効率経営じゃないかと。そのぐらいのことは、町の施設を受けるんだったら、そのぐらいのことしろと。僕だったら言いたいですけどね。いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

私は効率経営と申し上げてるので、それは合理的な判断ということだと思います。それは経費が高い方がいいか。安い方がいいか。経費が安い方がいいと思います。今までは、例えば、仮にそこを使われたとしても、それより安い仕入れができるんであれば、これは、安いところをやって効率経営をやっていただく方がよろしいんだろうと思います。全協でも申し上げましたけども、平成１６年にこの指定管理がゴールデンユートピアとカヌーの里では始まっております。その当時は４７００万円の指定管理で出しておりましたけども、やはりそれが年々上がっていって５５８０万円まで膨れ上がってると。裏返せば９百数１０万町民の負担が増えてる。あるいは町民に回すべきサービスの財源から回さざるを得なくな

っているということがありますので、こと事業者に限って言えば、今まで入れてたのに違うところにされたというのはあるかもしれませんけども、片っぽで、やはり指定管理料をどんどんどんどん青天井で歯止めがなくて上がっていくよりも、効率経営をしていただいて５５８０万で今までは出していたのを５０００万で何とか効率経営、やっていきますということで受けていただいている。これだけでも５００数１０万財政的には、あるいは町民の負担としては減っておりますので、個別の企業への例えばみるく補給というふうなお話でしたけども、そうではなくて、あくまでこの町が保有する施設をどう効率的に経営するかというこの観点から行かないとですね、ここがかわいそうだ、あそこがかわいそうだ。でそこに対して、町のお金を融通してみるく補給しろというお話は、全く別次元の問題じゃないかなと思います。

●佐竹議長

４番。

●原議員

先ほどから、５０００万が５００万下げたどうのこうのというようなお話もあります。当初４０００数１００万だったと。物価が上がってですね、皆さん方の給料も、その当時から比べると相当上がっとると思うんですよ。ねぇ、課長らそうでしょう。それはしょうがないですね、５０００万というのはどういう認識か、町長らに言わしたらですね、全体の経営の中の一部の５０００万だというふうな言い方されると思いますが、我々はですね、おそらく少なくとも私は、５０００万というのは、人件費で充てられとる５０００万じゃないかというふうに思いますよ。それで、５０００万、また今年も出せるんですけども、１１人も結局辞めていく。今現在ですね。把握されてます。それだけも人件費は下がっとるわけですよ。経費がそれだけ下がっとるわけでしょう。だから、これがもっともっと下がってくると、人件費が下がってくる訳ですから、５０００万が要らなくなりますよ。じゃあ５０００万の内訳教えてください。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

５０００万というのは、あくまで指定管理料です。指定管理料です。経営というのは、例えば売り上げがありますので、ちょっと今数字を頭の中で諳んじることができませんけども、例えば売り上げが１０億あって、経費が１０億５０００万円あれば５０００万の赤字ということになりますので、５０００万の内訳ではなくて、５０００万円というのは、あくまで指定管理料で出さしていただいております。この指定管理料も考え方としては、町民の健康増進のために５０００万のお金を出さしていただいてるということでございます。石見ワイナリーホテル美郷、潮温泉施設ですね、ここは指定管理料ゼロです。なぜゴールデンユートピアおおちに指定管理料を出すかというと、全協でも何回も話しさしていただいておりますけども、この健康増進事業、例えばプールの事業、教室の事業こういうものというの

は、正直言ってどんな効率良くやっても不採算部門だと思います。じゃあ何でこれをやるのかっていうと、町民の健康増進のために作った施設で、そのために経費が掛かって赤字だろうがやっていただきたいというので、５０００万の指定管理料、今まで５５８０万ですけども、出させていただいてると。こういうふうな認識ですので、５０００万の内訳で人件費が幾らっていうお話ではないと思います。ですので、内訳を見せろとおっしゃるので、今あえてご説明を申し上げたということです。

●佐竹議長

４番。

●原議員

だから最初言ったようにね、経営は、５０００万の委託料というのは、全体の経営の中の一部だということは、先ほど申し上げましたよね。だけども実際問題考えると決算なんか見るとですね、人件費から比べると、やっぱりそっちの方が上回っているんですね。いや、上回っていますよ。見てくださいよ。決算書。

●佐竹議長

町長。

●嘉戸町長

決算書を見ていただきたいと思います。決算書は、例えば損益計算書にしても、売り上げがたって、片っぽの経費があって、これをさっぴきが損益です。ですので、人件費は５０００万というのは、この売り上げの中で指定管理料として出されているものの一部ですので、例えば１０億５０００万の中の、あくまでも５０００万。ですから人件費とか人件費じゃないと思います。人件費はあくまで経費の１０億だったら１０億の中に含まれる話ですので、こっちの５０００万とは無関係でございます。いずれにしましても、もし全員協議会で、お話しいただけるんであれば、こちらとしてお示しできるのは事業計画、これはお示しをしたいと思います。繰り返しになりますけども、今までの事業につきましては、そのまま踏襲してやっていただくという事業計画の中身になっておりますので、これをご確認いただければというふうに思います。合わせまして、指定管理料は今回予算案で出さしていただいております５０００万ということでお受けいただくというつもりでおりますので、ぜひ慎重なご審議をいただければと思います。

●佐竹議長

１番。

●日髙議員

だいぶん時間たっておりますが、最後にちょっと私自身は最後なんですが、今、先ほどこれ町内を無線が放送が流れておりまして、５５００万と言われましたが、僕の認識の違いかもしれませんが、前年度の決算では、先ほど言いましたが、ゴールデンユートピア３６００万、カヌー１５８３万。で、今回、本年度予算に上がっている指定管理のところを見ると、５１８３万ということになります。５５００万いうのは、レストラン石楠花部分が入ってる

んだというふうに思います。それともう１点がですね、この公社の理事会においては、どういったご意見があったか、ちょっと１点だけ教えてください。この今回のことに関しましてですね。理事会がどういったふうなご意見があったか。理事会。いわゆるこの指定管理を辞めるということに関しましてですね。公社として。理事会ではどういったふうな意見が主に多かったのかという。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

おそらく指定管理に手を上げないということについては、昨年の理事会で挙げておりますので、もう１回議事録を確認してご報告申し上げます。先ほどの予算の数字につきましては、企画推進課長からお答えします。

●佐竹議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

先ほどの日髙議員のご質問でございますが、指定管理料につきましては５０００万円ということで、計上をさしていただいております。日髙議員先ほど、５１８３万円というふうにおっしゃいましたけど、指定管理自体は５０００万という形での計上としております。

●佐竹議長

１番。

●日髙議員

今年度、予算計上されたのが５０００万だというのは、分かっとるんですが、令和２年度の決算ですね、令和２年度決算、その中で見ますと、ゴールデンユートピアとカヌーだけですと、５１８３万円。指定管理料が。で、石楠花が４００万というので、５５００万ということだと思うんですが、今回は石楠花はこれ載ってないんじゃないかと思うですがね。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

基本的には石楠花、内訳を言えば仮に４００万円石楠花っていうことんなっておりますけども、トータルで公社に対して、指定管理料をお支払いしているのは５５８３万円でございます。

●佐竹議長

７番。

●岩根議員

今、町長色々この問題につきましてはですね、全協で、議運へかけて全協するかせんかで、そこで、一応やったらという意向もありますんで、ここでずうっとこの問題をやっておると全協と同じような形になりますんで、改めて、また全協しなければいけないという形になり

ますので、一応この問題はですね、議運へかけて全協という形にしたらどうですか。

●佐竹議長

ただ今７番議員より、全協の開催を提案されましたが、これについて皆さん、いかがでございましょうか。

●佐竹議長

岩根議員。

●岩根議員

この問題をかけて、全協でやるなら全協でやろうやということなんですよ。議運にかけにゃあ全協が開かれんでしょう。議長の判断を僕は求めているんですよ。

●佐竹議長

今のところ全協開催の予定はありません。

●佐竹議長

岩根議員。

●岩根議員

議運の中で決めないと、全協開けのんですよ。だから、議運へこの問題をいったんかけるということにしたらどうです。

●佐竹議長

９番。

●安田議員

執行部の方からも議運で全協でというような話も出ておりますんで、今、７番議員からも提案がありましたけれども、議運の方へ掛けて、全協を開くというようにしたいと思いますんで、議運の方へお願いをいたしたいと思います。

●佐竹議長

じゃあ全協の開催でよろしゅうございますか。

（議運にかけるということを言ってもらえればとの声）

●佐竹議長

それでは議運の開催を提案されておりますが、よろしいですか。

（はいとの声）

●佐竹議長

それでは日程等は、議運委員長の方から、またこちらへ報告をお願いいたします。

本会議終了後、議運を開催いたしますと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、この本会議は、１時から開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

（休　憩　午　前　１１時　３９分）

（再　開　午　後　　１時　００分）

●福島副議長

佐竹議長は体調不良のため午後から欠席でございます。

副議長である私、福島が議長の職を代理させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは会議を再開いたします。

議案第２３号について、執行部から全員協議会の開催の申し出がございましたが、先ほど議会運営委員会が開催され、質疑にもありました計画書等の関係資料については、本会期中できるだけ速やかなご提出をいただく。これをもって協議会の開催に代えることといたしました。

議案第２３号の質疑は以上でよろしいでしょうか。

●佐竹議長

１番、日髙議員。

●日髙議員

先ほど私がちょっと質問をした件につきまして、ちょっと理解不足のところがありまして指定管理料でございますが、令和２年度の決算で１１８３万円ではないかというふうな、１５８３万円はレストランが入ってるんじゃないかというご質問をしまして、令和３年度が５０００万でございます。従って、ごうぎな効果がないんじゃないかという質問いたしましたが、理解をしますと、３年度の計画の指定管理料には、石楠花のいわゆるレストランのあれも含まれた上での４０００万であるということでご理解ををしてよろしいんでございましょうか。レストラン部分が入ってないというふうな質問の仕方をしたんですが、この令和３年度予算ではレストラン部分の委託料も入っているという考え方でよろしいんでしょうか。

●佐竹議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

日髙議員のご質問でございます。今回予算計上さしていただいております５０００万については、レストランの事業の方も入った形での指定管理料となっております。

●福島副議長

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第２３号の質疑を終わります。

続きまして議案第２４号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようなので議案第２４号の質疑を終わります。

続きまして議案第２５号について質疑をいたします。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第２５号の質疑を終わります。

続きまして議案第２６号について質疑をいたします。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第２６号の質疑を終わります。

続きまして議案第２７号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第２７号の質疑を終わります。

続きまして議案第２８号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第２８号の質疑を終わります。

続きまして議案第２９号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第２９号の質疑を終わります。

続きまして議案第３０号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第３０号の質疑を終わります。

続きまして議案第３１号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●福島副議長

２番、中原議員。

●中原議員

これは資料の３１の２、３１の３を含めてでよろしいんですよね。それで、この基本計画、今年からというか来年度から後半の５年に移る訳で、今ちょうど折り返し地点でこの計画が練り直されて出てきたんだと思うんですけども、この基本計画はですね、町政を進めていく上での位置づけはどういうふうになっているんでしょうか。もしお考えがありましたら。

●福島副議長

２番、中原議員。

●中原議員

質問の仕方が悪かったのかも分かりませんが、要はこれ基本構想、基本計画ですから、この５年間の町政の骨格となって、この５年間の町政の進め方の基本になるものだというふうに私は受けとめたんですね。それで、ということんなりますと、これは町内の皆さんでこの案を練られて、今日ここに示されてるということですよね。言っていることの意味があれかもわかりませんが、町民の方を交えた計画審議会とか、そういうものの論議を経て、ここへ出ている訳ではないんですよね。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

中原議員のご質問でございます。まず、今回お示しをしました総合計画、第２次の後期計画ということで、この５年間の町の基本的な先ほどおっしゃったように、骨格になる部分、理念と町が進むべき姿というものをここに掲載をさせていただいてると。計画の方に上げさせていただいているということでございます。今回、ご説明も差し上げたところではありますが、まず庁舎内の方で、この計画の方の総合計画推進本部会議というものを６回開催をさしていただいております。ここで出さしいただいた検討した結果をですね、民間の有識者の方がご出席していただいている美郷町総合計画審議会ということで、ここで６回の審議を経て今回議案として上程をさしていただいているものでございます。

●福島副議長

他に質疑はございませんか。

●福島副議長

２番、中原議員。

●中原議員

そうすると町内の職員の皆さんでお作りになって、それを計画審議会のようなところへかけられて、６回審議をされて、今日ここに出てきてるということ。そういう理解でいい訳ですね。

（はいとの声）

●中原議員

分かりました。そうするとですね、町民の皆さんの意見もその審議会の中で、この計画に

反映する手続きが含まれてるというふうに理解いたしますけれども、議会としてこれを議論する機会は、今日だけというか、ここへでき上がったものについて、質疑をするということになるわけですね。

●佐竹議長

番外、副町長。

●岸本副町長

この件につきましては、初日にですね、全協という形で、議員の皆様にはお示しましたし、最初に冒頭は議案説明のところを中で説明さしていただきまして、それから全協というところで、内容についてご議論をいただいたと思っております。それで、これにつきましても、なるべく早い遅いかはちょっと日にち的なことは、それぞれあろうかと思いますが、なるべく早く議員の皆様に、お手元に届けてですね、見ていただくというところで、配信をさせていただいて、それを見て、議員の皆さまも、多分これを見られたと思いますけども、見られた中でのご審議を全協の中で、そこはご意見を伺う場を設けたというところでございます。以上でございます。

●福島副議長

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第３１号の質疑を終わります。

続きまして議案第３２号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第３２号の質疑を終わります。

続きまして議案第３３号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●福島副議長

ないようですので議案第３３号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

日程第３、議案の委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

先ほど質疑を終えた議案第５号から議案第３３号までの２９件の議案につきましては、予めお手元に配付しております議案付託表のとおり、各委員会へ付託したいと思いますが、これに対してご異議はございませんか。

（異議なしの声）

●福島副議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり各委員会へ付託することに決定しました。

それぞれの委員会のおかれましては、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は５日金曜日午後１時より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

（散　会　午後　１時　１１分）